



府 食 第 487 号

平成17年5月12日

食品安全委員会

委員長 寺田雅昭 殿

食品安全委員会微生物専門調査会

座長 渡邊治雄

「調製粉乳にセレウス菌の規格基準を設定すること」
に係る食品健康影響評価について

平成 15 年 10 月 6 日付け厚生労働省発食安第 1006001 号をもって厚生労働大臣から当委員長に対して意見を求められた調製粉乳にセレウス菌の規格基準を設定することに係る食品健康影響評価について、当専門調査会において審議を行った結果は下記のとおりですので、報告します。

記

1. 我が国において、低出生体重児のセレウスによる全身性感染症が何例か報告され、健康被害を起こしている事実はあるが、それらに関して微生物専門調査会で調査した限りにおいては、調製粉乳との因果関係は確認できなかった。また、諸外国の調製粉乳によるセレウス症例を調査したところ、チリにおいて1例見いだされたが、それは調乳後の不適切な取り扱いによるものであった。上記の事実から考察すると、低出生体重児が調製粉乳を摂取することにより、セレウスによる全身性感染症に罹患する食品健康影響（リスク）は、現時点において極めて低いと考えられる。

なお、コーデックスやFAO、WHOの専門家会議では、調製粉乳とセレウス感染の因果関係は証明されていないとしている。

2. 国内に流通している調製粉乳中のセレウスの汚染実態は、厚生労働省により基準値として提案された 100/g (MPN法) よりはるかに低い。この事実より、厚生労働省が提案した 100/g (MPN法) の基準値を設定したとしても、1. のリスクに影響を及ぼすとは考えにくい。
3. 一方、1. の国外での事例を考慮すると、調乳後に適切な取り扱いが行われるよう、厚生労働省による、一般消費者、病院、児童福祉施設等に対する指導等が重要と考える。

以上

<検討の経緯>

平成 15 年 10 月 6 日	厚生労働大臣より調製粉乳にセレウスの規格基準を設定することに係る食品健康影響評価について要請
平成 15 年 10 月 16 日	食品安全委員会第 15 回会合（要請事項説明）
平成 15 年 11 月 4 日	第 1 回 微生物・ウイルス合同専門調査会
平成 16 年 10 月 28 日	第 3 回 微生物専門調査会
平成 16 年 11 月 16 日	食品健康影響評価に関する資料の提出について（要請）
平成 17 年 3 月 7 日	食品健康影響評価に関する資料の提出について（回答）
平成 17 年 3 月 9 日	第 4 回 微生物専門調査会
平成 17 年 4 月 14 日	食品安全委員会第 90 回会合（報告）
平成 17 年 4 月 14 日 ～ 5 月 11 日	国民からの意見聴取 結果：意見等なし

<食品安全委員会委員名簿>

寺田 雅昭	（委員長）
寺尾 允男	（委員長代理）
小泉 直子	
坂本 元子	
中村 靖彦	
本間 清一	
見上 彪	

<食品安全委員会微生物専門調査会専門委員名簿>

渡邊	治雄	(座長)
丸山	務	(座長代理)
荒川	宜親	
岡部	信彦	
春日	文子	
工藤	由起子	
熊谷	進	
小崎	俊司	
品川	邦汎	
関崎	勉	
寺門	誠致	
中村	政幸	
藤井	建夫	
藤川	浩	
牧野	壮一	